

審 査 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項	第9条の14第3項において準用する第5条の3第3項
処 分 の 概 要	年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）	大分県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第3項において準用する第5条の3第3項（年少射撃資格の認定のための講習会） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）及び第82条において準用する第22条（年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
審 査 基 準	判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間	書換えは1日、再交付は3日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先	申請者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
問 合 せ 先	大分県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話097-536-2131） 申請者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考	